

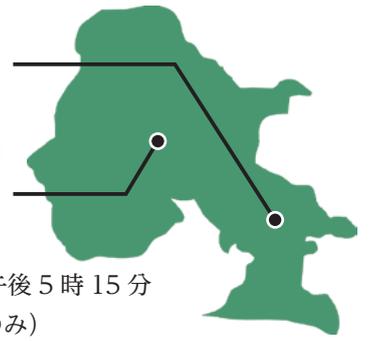
※※料金の記載のないものは無料※※

子宮頸がん予防ワクチン接種のおしらせ

**キャッチアップ**：平成9年4月2日  
 ～平成20年4月1日生まれの女性  
 (令和7年3月末まで無料)  
**定期**：小学校6年生～高校1年生  
 の女子(高1の3月末まで無料)  
 ※詳しくは市ホームページから▶  
 岡石岡保健センター TEL 24-1386  
 八郷保健センター TEL 43-6655



岡石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)  
 〒315-8640  
 石岡市石岡一丁目1番地1  
 岡八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)  
 〒315-0195  
 石岡市柿岡5680番地1  
**開庁時間**：月～金 午前8時30分～午後5時15分  
 ※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



くらし・手続き  
 子ども会などに  
 資源ごみ回収補助金

対象／廃品回収を年度内に2  
 回以上実施した団体  
**補助金額**／回収重量1kg当た  
 り4円

**申請期限**／令和7年2月28日金  
**申請に必要なもの**／

- ①取引業者伝票(原本添付)
- ②団体の金融機関口座番号が  
 わかるもの(通帳など)

※事前に団体口座の開設をお  
 願います。

岡石岡生活環境課

TEL 23・7301

ご協力ください

全国家計構造調査

▼5年ごとに行われるこの調  
 査は、国や県の各種行政施  
 策や、税金・年金制度の改  
 定などのための貴重な資料  
 となります。8月から調査  
 員が世帯を訪問します。

**期間**／10月～11月(2カ月間)  
**調査対象地区**／泉町・並木・  
 府中・鹿の子

岡石岡人口創出課

TEL 23・7278

お盆の御供物は

8月16日金午前8時までに(石岡地区)

▼お盆の供物は、8月16日金  
 午前8時までに最寄りの指  
 定場所にお送りください。  
 指定収集日に分別して一  
 般集積所へ出すこともで  
 きます。

※中身が入った缶・ビン類、

ちようちんや祭壇類は回収で  
 きません。また、お線香は火  
 災の原因になりますので立  
 ないでください。  
 ※時間は厳守してください。  
 岡石岡生活環境課  
 TEL 23・7301



※宮部地区ふれあい農園駐車場の御霊送り回収は、平成30年度から廃止

広告掲載欄

広告掲載欄

自己用住宅を建築する

皆さんへ

①住まいづくり推進事業

**条件**／市外在住1年以上で、これから転入する、または転入して2年を経過しないことや、申請者の年齢が満20歳以上45歳以下など一定の条件を満たす場合

**補助額**／住宅建築費用の10%以内で30万円が上限

※中心市街地は10万円、Uターン転入者は20万円上乗せ

②木の住まい助成事業

**条件**／市内に本店がある設計事務所への設計監理依頼および工務店への施工依頼など一定の条件を満たす場合

**補助額**／住宅建築費用の10%以内で50万円が上限

※中心市街地は10万円上乗せ

①・②共通事項

**申請方法**／申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申請

※すでに工事に着手している場合は、補助対象外です。

住まいづくり推進事業についてはこちらから▼



**申請期限**／令和7年1月31日金

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

駅前マンションに住んでみませんか

▼中心市街地の定住人口の増加を進めるため、優良民間賃貸住宅を活用した家賃の一部助成を行っています。

**場所**／第14SYビル（国府二丁目1番4号）

**対象世帯**／高齢者（同居）・子育て・障がい者・新婚

**家賃**／所得に応じて家賃の一部が助成され、市営住宅と同等の負担で入居可。

**申請場所**／建築住宅指導課・三栄建設株式会社茨城支店（管理業務者）

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

令和6年度の介護保険料が決定しました ☎介護保険課 Tel 23-7327

▶前年の所得などに基づいて、令和6年度の介護保険料額が決定しました。郵送される通知書で、決定した保険料額をご確認ください。

年金天引きの人へ（特別徴収）

8月上旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収変更開始通知書」を送付します。

年金天引きされない人へ（普通徴収）

8月中旬に「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。

普通徴収の納期と納期限

- 第3期 9月2日(日)
- 第4期 10月31日(金)
- 第5期 12月25日(金)
- 第6期 令和7年2月28日(金)

段階	住民税課税状況	所得の基準額	保険料率	年額（円）
第1段階	世帯全員が非課税	生活保護または老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 合計所得金額（A）+年金収入（B）が80万円以下	基準額×0.285	19,340
第2段階		AとBの合計が80万円超～120万円以下	0.485	32,910
第3段階		AとBの合計が120万円超	0.685	46,490
第4段階	本人が非課税（世帯の誰かは課税）	AとBの合計が80万円以下	0.9	61,080
第5段階（標準段階）		AとBの合計が80万円超	1	67,870
第6段階	本人課税	Aが120万円未満	1.2	81,440
第7段階		Aが120万円以上～210万円未満	1.35	91,620
第8段階		Aが210万円以上～320万円未満	1.6	108,590
第9段階		Aが320万円以上～420万円未満	1.8	122,160
第10段階		Aが420万円以上～520万円未満	1.9	128,950
第11段階		Aが520万円以上～620万円未満	2.1	142,520
第12段階		Aが620万円以上～720万円未満	2.3	156,100
第13段階	Aが720万円以上	2.4	162,880	

広告掲載欄

広告掲載欄